

定期排水業務委託 標準仕様書

令和3年度

熊本市上下水道局 維持管理部 水運用課

1. 一般項目

1-1 (総 則)

委託者及び受託者は、この定期排水業務委託標準仕様書（以下「本仕様書」という。）に基づき、本業務を履行しなければならない。

1-2 (目 的)

本業務は、水道施設管路内の停滞水を排水し、残留塩素値 0.1mg/l以上を確保する作業である。

1-3 (守秘義務)

当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

1-4 (監督員)

- (1) 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督員は、契約書や設計図書に定められた事項の範囲内において、受託者の現場責任者に対する指示・承諾又は協議、また必要なときに詳細図等の作成、更に業務履行状況の把握等の職務を行う。

1-5 (現場責任者)

- (1) 受託者は、業務の履行について管理を行う現場責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 現場責任者は、現場の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- (3) 現場責任者は、契約書、本仕様書、その他の関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握した上で、監督員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (4) 現場責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

1-6 (業務従事者の要件)

- (1) 現場責任者は、弁栓操作業務について作業の内容判断ができる技術力及び機器類の操作技能、並びに作業の指導等の技能等を有する者。
- (2) 委託者は、受託者へ排水作業の講習を行い、作業の内容判断、技術力、操作技能が認められた者を現場責任者として認めるものとする。
- (3) 業務従事者は、弁栓操作業務について、現場責任者の指示に従って、作業を行う能力

を有する者とする。

1-7 (疑義の解決)

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者と受託者における協議事項及び指示承諾事項については、文書として記録し双方確認の上保存しておくこと。

1-8 (対象施設)

熊本市内一円の消火栓及び排水ドレーン弁等 140 箇所（別紙「令和 3 年度定期排水箇所一覧表」参照。）の排水施設を使用し、延べ 749 箇所の排水作業を行う。月毎の箇所数は以下のとおりである。ただし、履行期間中に工事等で配管状況が変更になった場合、対象施設を変更することがある。

4 月 64 箇所（内 3 箇所夜間）	5 月 53 箇所（内 4 箇所夜間）	6 月 57 箇所（内 4 箇所夜間）
7 月 74 箇所（内 4 箇所夜間）	8 月 87 箇所（内 4 箇所夜間）	9 月 73 箇所（内 3 箇所夜間）
10 月 65 箇所（内 3 箇所夜間）	11 月 49 箇所（内 3 箇所夜間）	12 月 61 箇所（内 3 箇所夜間）
1 月 52 箇所（内 2 箇所夜間）	2 月 64 箇所（内 3 箇所夜間）	3 月 50 箇所（内 2 箇所夜間）

延べ 749 箇所（昼間計 711 箇所、夜間計 38 箇所）

1-9 (提出書類)

(1) 契約締結後、業務開始前までに速やかに提出する書類

- ① 着手届
- ② 業務工程表
- ③ 業務計画書（業務概要、現場組織及び緊急時連絡体制、業務工程、作業方法、安全衛生管理、保安対策等に関することを記載する。）
- ④ 現場責任者選任届（経歴書、資格証明書を含む）
- ⑤ 業務従事者一覧表

(2) 定期報告書類（毎月提出）

- ① 作業予定表
- ② 業務委託報告書
 - ・排水作業日
 - ・従事者名
 - ・水温(作業開始時、終了時)
 - ・残留塩素値(作業開始時、終了時)
 - ・作業開始時刻、終了時刻、排水時間(分単位)
 - ・排水量 (m³)
 - ・排水状況の報告(濁水・錆・砂等発生時記載)
- ③ 排水作業状況写真（1 作業日毎に 1 箇所分を撮影、1 箇所につき 4 枚とする。）
 - ・作業開始前状況（消火栓・保安対策状況） 1 枚
 - ・作業中状況の遠景(消火栓・洗管状況・残留塩素測定状況) 1 枚
 - ・作業中状況の近景(残留塩素測定時の値及び発色具合が確認できるよう撮影) 1 枚
 - ・作業完了写真（消火栓・片づけ後状況） 1 枚

(3) 随時提出する書類

- ① 打合せ議事録
- ② その他監督員が指示する書類

(4) 業務完了時に提出する書類

- ① 完了届
- ② 成果品（1-9(2)②業務委託報告書、③排水作業状況写真及び作業実績表）
- ③ その他監督員が指示する書類

1-11（施設の一般管理）

施設及びその周辺は常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。また、業務従事者の安全衛生を確保するため、必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

1-12（安全管理）

- (1) 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な保安対策等の措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。
- (2) 夜間作業箇所については、交通誘導警備員を2名以上配置し、事故防止に万全を期さなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に影響を及ぼし、人命損傷を生じた事故、または第三者に損害を与えた場合は、緊急の措置を施した後、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。事故により消火栓等を破損した場合の措置については、監督員の指示を受けなければならない。また、事故に対しては、天災を除き受託者の責任においてすべて処置するものとする。

2. 定期排水作業

2-1（一般事項）

- (1) 受託者は、委託者の計画する定期排水作業の対象となる管路の特性を十分検討し、配水運用等への影響を最小限にとどめるよう排水設備等の操作手順を検討のうえ業務計画書を作成し、事前に監督員に提出後作業に着手すること。
- (2) 受託者は、上下水道局が証明する身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があった場合においてはこれを呈示すること。また、当局委託業務員であると自覚をもち作業服及び作業帽を必ず着用すること。尚、地域住民と接する場合は、誠実な態度で応じなければならない。
- (3) 受託者は、事前に借用した図面等で作業箇所の周辺状況を把握すること。
- (4) 受託者は、弁室周囲の舗装及び弁室内の水道施設等に損傷を与えないよう、また作業後鉄蓋を閉める際は、道路交通の安全性を考慮し、道路面との段差が出来ないように十

分留意すること。

- (5) 受託者は、作業に当たり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (6) 受託者は、道路その他の工作物を汚損させない。汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、速やかに使用器具、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。
- (8) 受託者は、業務において異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けること。
- (9) 配水運用等に及ぼす影響が大きいと懸念される場合等、委託者より排水作業を中止することがある。その後の作業については監督員の指示を仰ぐこと。
- (10) 監督員の指示に反して作業を続行した場合や、監督員が事故防止上必要と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

2-2 (作業内容)

- (1) 定期排水作業に必要な機材は以下のとおりとし、受託者が準備すること。
 - ・ライトバン
 - ・消火栓スタンド(熊本市型、アタッチメント式の2種類)
 - ・消火栓操作キー
 - ・ホース
 - ・排水バルブ操作キー
 - ・バケツ(濁度等を確認しやすい色の容器)
 - ・残留塩素測定器
 - ・水温計(温度計)
- (2) 作業時間帯
 - ① 業務時間については、昼間は8時から17時まで、夜間は20時から5時までとする。
 - ② 作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と報告及び協議後、作業を行うこと。
- (3) 定期排水作業における留意点
 - ① 本業務は、濁りに注意しながら排水作業(毎時15 m³位)を行い残留塩素0.1mg/l以上「以下、「基準値以上」という。」を確保する作業である。
 - ② 排水作業は1回当たり10分以上行うこととする。
 - ③ 残留塩素の測定は、排水作業開始後1分以内に1回目、10分後に2回目を測定し、基準値以上が確保できたら終了とする。なお、基準値以上確保できない場合は、その後5分毎に残留塩素測定を行い、基準値以上が確保できしだい排水作業を終了する。
 - ④ 残留塩素測定時は水温も測定すること。
 - ⑤ 排水時はバケツを利用した上で濁水及び錆・砂等の目視確認を行い、これらが発生した場合は、収束するまで排水作業を行うこと。(この内容は備考欄に記載する。)

- ⑥ 60分以上排水作業を行っても、残留塩素の基準値以上が確保できない場合や、濁水が収束しない場合は、速やかに監督員に報告し対策を講じること。
- ⑦ 排水作業後、消火栓が完全に止水できているかの確認を十分に行うこと。漏水等の異常がないか確認し、異常が認められた場合は、監督員に速やかに報告し指示を受けること。
- ⑧ 事前に提出した作業予定表に変更が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、作業予定表の修正後、作業を行うこと。